

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-27

なし

(発行年 / Year)

1910

東京

申五十七〇号

客月百付内西月三ノ号ヨリ法典調査
ノ為ツ各地方ノ土地建物税借ノ数全量
ニハ慣例取調書申付送付ノ義ニ付以通
牒ニ依リ各府管内ノ慣例取調書宜ク
紙ノ通ニ有之及官下紙以計表ニ依リ
申進也

明治三十二年八月廿八日 事務局長 野村胡堂 印

内務書記官 山手

内務省

第二章

敷金の関する問題の對する者申す

第一 不動産の代金借に當り主より代金を敷金として預けたり

市內に於て家屋の代金借に於て敷金を入るノ慣例は此の地ノ代金借に於て或ハ特種ノモノノ外敷金ヲ入ル

町村に於てハ概テ土地の家屋代金借ニ敷金を入ルノ慣例ナレトモ此ノ商業地等に在るハ稀ニ

家屋代金借に入ルモノアリ

第二 敷金ハ家屋代金借の場合限ルニ在リ此の地等ノ代金借ニ敷金を入ルノ慣例アリ

前項の如ク解スルニ

第三 敷金ノ預り主ハ其利子ヲ拂フノ慣例アリヤ

付録

第四

敷金ハ利子ヲ拂フノ慣例ナシ
敷金ハ入目ノ如何

敷金ハ家産借賃ノ不拂ノ場合に於テ之ヲ

補償セシムル目的ナリ

第五

貸主ハ敷金差クハ其利子ヲ以テ若何ノ不拂

其他損失ヲ補償等ニ當ルニトモナラズヤ

敷金ハ借賃不拂ノ時補償ニ當ルルコト善

通トス但特ニ整約ヲ結ビ敷金ヲ以テ他

ノ損失ヲ補償セシムルコトナリ

第六 貸借満期ニ至リ借主未タ其義務ノ在満

シテハサレモ貸主ハ敷金ヲ返送スルノ慣例ナシヤ

義務ノ在満ヲ了セハ返送セザルノ慣例ナリ